

下水道排水設備工事責任技術者の皆様へ

大阪府下水道協会

からの お知らせ

平成 26 年度より登録申請の有効期間は、合格証交付の日付から 5 年間です。これを過ぎると登録の資格は失効し、再度試験に合格する必要があります。ただし、更新講習を受講した方は新たに 5 年間継承します。

なお、平成 25 年以前に試験に合格された方、または更新講習を受講された方は経過措置を講じております。詳しくは下記にお問い合わせ下さい。

また、市町村へ登録されていない有資格者の方は、最寄りの市町村の下水道排水設備担当課までお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

各市町村下水道排水設備担当課、または
大阪府下水道協会 (堺市上下水道局 総務部 給排水設備課内)